

# 日本線虫学会選挙細則

第1条 選挙管理委員会は本会事務局に置き、役員（会長及び評議員）選挙を行う。

第2条 選挙管理委員会は、会長が委嘱した選挙管理委員若干名で構成する。選挙管理委員は、任期2年とし、重任は認めない。

2 選挙管理委員は、以下の事務を担当する。

- (1) 選挙の公示
- (2) 投票及び開票に関する事務
- (3) 開票結果の整理及び会長に対する報告
- (4) その他選挙管理に必要な業務。

第3条 会長選挙は、正会員による単記無記名投票をもって行い、多数得票者を当選者とする。得票第1位に得票同数者がある場合は、年長者をもって当選者とする。

第4条 評議員選挙は、正会員による定員数の連記無記名投票をもって行い、得票数の上位より定員数を当選者とする。定員数末位に得票同数者がある場合は、年少者を当選者とする。

第5条 本細則の改廃は、評議員会の承認及び総会出席者の過半数の賛成を必要とする。

付則

本細則は、1993年1月1日より施行する